

大和市監査委員告示第1号

令和3年11月26日付け大和市監査委員告示第26号をもって公表した健康福祉部に対する監査結果報告について、市長から措置を講じた旨通知があったので、地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第14項の規定により、次のとおり公表する。

令和4年1月31日

大和市監査委員 佐藤 光 徳

大和市監査委員 青木 正 始

監査の結果	措置の内容
<p>(健康福祉総務課)</p> <p>1 予算執行に関する事務において、支払いが遅延しているものがあった。</p> <p>2 補助金交付に関する事務において、算定を誤り、交付額に過払いを生じているものがあった。</p> <p>(医療健診課)</p> <p>収入調定に関する事務において、交付決定通知書に基づく調定がなされていないものがあった。</p>	<p>(健康福祉総務課)</p> <p>1 担当職員の異動による支払い漏れが発生しないよう、引継書に未払い案件を記載し、複数職員と共有することで、再発防止を図ります。</p> <p>2 相手方に対して、交付額の算定誤りを説明のうえ、正しい補助金額での交付決定に修正をし、過払い分の調整については、年度末の第3回交付時に行います。</p> <p>今後については、交付基準の確認など事務手続きを正しく理解するとともに、交付額を複数人で確認することを徹底し、適切に処理することで再発防止を図ります。</p> <p>(医療健診課)</p> <p>令和3年11月1日付で、調定事務を実施いたしました。</p> <p>今後については、収入調定の事務処理を正しく理解し、主担当だけでなく副担当も調定の実施状況を確認、情報共有することで再発防止を図ります。</p>